

## 固定資産税（償却資産）申告について

1月 は償却資産の申告月です。償却資産をお持ちの方は地方税法第383条により申告義務が課されており、下記により申告をお願いします。

内 容	<b>昨年申告された方</b> 12月末までに申告書を送付いたしますので、増減のあったものを記入し提出してください。
	<b>前年度中に新たに取得された方</b> 申告書を送付いたしますので、弥彦村役場 税務課へご連絡ください。
注 意 項	1. トラクター、コンバイン、トラックなどの自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは申告の必要はありません。 2. トラクター、コンバインなどで公道を走行する場合は、必ず税務課へ届け出をし、ナンバーを取得のうえ自賠責保険に加入してください。 3. 申告書は、増減・異動の有無に係わらず、必ず全員の方が提出してください。 4. 適正な申告がなされているかどうかを調査する場合があります。 5. 記入の仕方や耐用年数等不明の点がありましたら、税務課へお問い合わせください。

## 未登記家屋を取り壊したときは届出が必要です

内 容	未登記家屋（車庫や物置、作業場等の附属家も含みます。）を取り壊した際には、弥彦村役場 税務課へ届け出が必要です。届け出をされませんといつまでも課税されることとなりますので、速やかに「家屋取壊届」を弥彦村役場 税務課へ提出してください。 ※用紙は弥彦村役場 税務課に用意してあります。  税務課職員が現地を調査・確認のうえ、固定資産課税台帳より削除いたします。なお、登記してある家屋については、家屋滅失登記を行ってください。
-----	--

## 住宅の耐震改修に係る固定資産税の特例措置について

昭和57年1月1日以前から所在していた住宅について、建築基準法の基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合させるべく改修工事をした場合、当該住宅に係る固定資産税額が2分の1に減額されます。（床面積120㎡相当分まで）

減 額 される 期 間	1. 平成18年1月1日から平成21年12月31日の間に耐震改修が完了 → 翌年度から3年度分 2. 平成22年1月1日から平成24年12月31日の間に耐震改修が完了 → 翌年度から2年度分 3. 平成25年1月1日から平成27年12月31日の間に耐震改修が完了 → 翌年度分
耐震改修の条件	1. 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること 2. 耐震改修の費用が30万以上であること（診断・見積もり費用は除きます）。
減額の対象は	耐震改修を行った住宅全体の固定資産税額。併用住宅の場合は居住部分のみ対象です。 1戸当り床面積が120㎡を超える場合は、120㎡相当分まで（按分します）
減額を受けるには	減額を受けようとする納税義務者は、耐震改修工事後3月以内に下記書類と共に弥彦村役場税務課へ申告してください。申告書は弥彦村役場 税務課に用意してあります。
必 要 書 類	1. 建築士、指定確認検査機関等が発行した耐震基準適合証明書 2. 領収書など耐震改修に要した費用がわかるもの